

身延町常葉日向宅地分譲地

募 集 要 項

身 延 町

(令和元年10月版)

宅地分譲地の概要等

1. 目的

身延町常葉宅地分譲は、身延町内に居住地を求めている方、また、若者や子育て世代等の定住促進並びに通勤就労環境の整備を目的に行います。

2. 宅地分譲地の所在及び名称等

身延町常葉字林際「身延町常葉日向宅地分譲地」 全5区画

3. 概要

(1) 所在地	身延町常葉字林際 2528番1、2528番8、2528番5、2528番6、 2528番7			
(2) 区画	5区画			
(3) 地区計画	都市計画区域外			
(4) 上水道	身延町営水道			
(5) 下水	浄化槽（個人設置）			
(6) 交通	J R身延線 甲斐常葉駅	240m		
(7) 病院	飯富病院	7.2km		
(8) 保育園	身延町立常葉保育園	450m		
(9) 小学校	身延町立下山小学校	5.8km	(スクールバス通学)	
(10) 中学校	身延町立身延中学校	12.2km	(スクールバス通学)	

●土地価格表

区画	地番	土地面積(m ²)	坪	金額(円)
1	2528番1	313.56	94.85	2,665,000
2	2528番8	323.32	97.80	2,748,000
3	2528番5	339.35	102.65	2,884,000
4	2528番6	332.76	100.66	2,828,000
5	2528番7	280.99	84.99	2,388,000

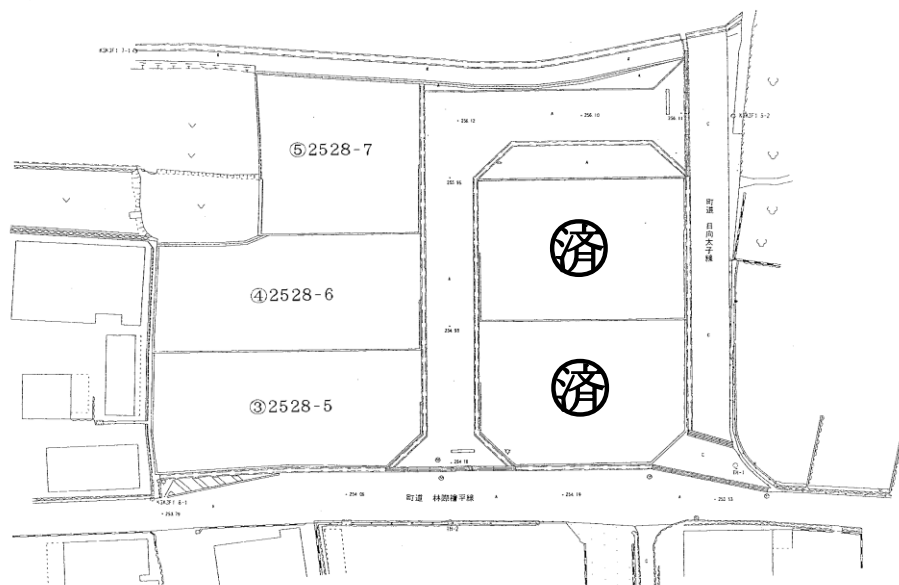
※取消線（―）は、契約・売約済物件

■位置図



平面図

所在 南巨摩郡身延町常葉字林際



宅地分譲募集要項

申込み者の資格

申込み者は次の条件をすべて備えている必要があります。

1. 申込み者ご自身がお住まいになる住宅（専用住宅、併用住宅又は兼用住宅）を建設するため、宅地を必要とする方。
2. 満20歳以上の方で、支払い能力のある方。
3. 宅地を購入してから、5年以内に自己の居住用住宅の建設に着手し完成させ居住できる方。
4. 外国人の方は、永住許可または特別永住許可を受けているか、永住者としての在留資格がある方。
5. 譲渡代金および諸費用を町の指定する期日までにお支払できる方。
6. 身延町住民基本台帳に登録されている方。または、身延町に永住することを希望し、住民登録をして居住しようとする方。
7. 税金等を滞納していない方。
8. 入居者及び親族が身延町暴力団排除条例（平成24年6月18日条例第14号）第2条に規定する暴力団員又は、暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び関係の構成員でない者。（暴力団員：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

申込み受付

1. 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）

2. 受付場所

〒409-3392 南巨摩郡身延町切石350番地

身延町役場 企画政策課

TEL 0556-42-4801（直通）

0556-42-2111（代表）

3. 申込みに必要な書類（提出された書類は返却いたしません）

- | | | |
|---------------------|------------------|-----|
| (1) 宅地分譲地購入申込書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1通 |
| (2) 申込み者の収入証明書等 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 各1通 |
| 所得証明書及び納税証明書（最新のもの） | | |
| (3) 住民票謄本（全項目記載） | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1通 |

申込みの際の注意事項

1. 申込みは一世帯1区画に限ります。一世帯で2区画以上申込んだ場合や、家族を不自然に分割した申込みは、重複申込みとして無効といたします。
2. 申込みは区画ごとに受付しますので、申込書に分譲地名、区画番号を記入して提出してください。
3. 郵送、電話、インターネットによる申込みは受付いたしません。必ず、本人または、家族の方が持参してください。
4. 予約の受付は一切できません。あらかじめご了承ください。
5. 受理した申込書類は、返却いたしません。
6. 申込みの資格の無い方、または、虚偽の申込み等不正を行った場合の申込みは無効とさせていただきますので、正確にご記入願います。
7. 氏名は、戸籍簿に記載されているお名前をお書きください。また、ふりがなもお忘れなく記載してください。
8. 外国人の方は申込書に「国籍」を必ず記入してください。
9. 申込みにあたっては、現地で区画の状況、周囲の環境、交通等十分お確かめください。
10. 申込みは、住宅取得の必要性について十分なご検討をしてから申込みください。

申込みにあたって特にご了解願いたいこと

1. 登記料等諸経費について

分譲予定価格には、登記に要する費用は含まれておりません。後日、登記料等の金額をご連絡いたしますので、印紙を購入し身延町役場企画政策課までお届けください。

【参考】登記料等諸経費等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 譲渡契約書等の印紙税 | 1千円～（印紙税法による） |
| (2) 登録免許税 | 不動産の価格（固定資産評価額）×税率＝税額
例：2,800,000円×1.5%＝42,000円 |
| (3) 不動産取得税 | 不動産の価格（固定資産評価額）×税率＝税額
例：2,800,000円×3%＝84,000円 |
| (4) 固定資産税 | 固定資産税評価額×1.4/100＝税額
例：2,800,000円×1.4/100＝39,200円 |

※固定資産評価額は、毎年1月1日を基準とし、4月1日に変わります。このため、登録免許税、不動産取得税等の金額が変わりますので、ご注意ください。

詳しくは身延町役場企画政策課、または税務課にお問い合わせください。

2. 住宅建設の際は、建築基準法によります。
3. 皆様が永住の地として住みよいまちづくりをするためには、地域との密接な関係が必要になります。日向区と連携して地域活動を積極的に行うため、自治会（区・組）

に加入していただきます。属する組は、日向区に確認してください（区長の連絡先は企画政策課で確認できます）。

4. 共用施設の管理について

分譲地には、各区画から近くの河川まで繋いだ下水管などの共用施設があります。分譲地にかかる共用施設の維持管理と、防犯灯設置等により施設にかかる電気料等が発生した場合は、受益者負担の原則により分譲地内居住者の負担となります。

5. 隣地との境界線は、区画形成のために設けられた敷地周囲の擁壁、側溝等、構造物の仕上がり面または、境界を示す杭と杭、もしくは境界プレートをつないだ線が敷地の境界線になります。境界線の接点にはそれを示す杭、プレート等が設置してあります。

※画像は参考イメージです。



6. 区画面積は、境界線で囲まれた水平投影面積です。申込み前に区画の状況、周辺の環境等、必ずご確認ください。

7. 区画を形成する構造物の変更は認められません。

8. 分譲地区画等の一部には、電気、電話等の供給のため、電柱や支柱、支線等が設置してあります。（設置場所は、現地にて確認願います）なお、現在の電柱や支柱、支線等の移転、撤去はできません。

9. 学校等について

保育所への入所、小中学校への転入学手続きについては、町の子育て支援課、または教育委員会学校教育課にお尋ねください。

◆子育て支援課 TEL:0556-20-4580 ◆学校教育課 TEL:0556-20-3016

10. 「土砂災害防止法」に基づく、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に一部含まれます。別紙図面等をご確認ください。

11. 分譲地の一部の地質調査を実施しました。調査報告書の写し（一部をコピー）を提供するのでご覧ください。なお、町が提供する地質調査報告書は、あくまでも参考であり、自身が建設する敷地の地質調査は、必要に応じて、住宅建設前に自己責任（自己資金）で行い、結果に応じて地盤、土壌改良などの対応をご自身で行い住宅建設に着手してください。地盤、土壌改良などの費用はご自身で負担していただくこととなります。

12. 上水道について

(1) 宅地給水管

各宅地には、水道事業者（町）が管理する水道本管から分水した給水管が設置してあります。別紙の給排水平面図のとおりです。

(2) 給水施設の設置

住宅の建設に伴う水道工事は、関係法令及び水道事業者（町）の定めた条例等により、設計、施工を行ってください。給水装置の工事等は、町の指定事業者依頼してください。

(3) 給水施設の申込み

水道事業者（町）への給水施設の申込みは、各自で行ってください。

(4) 水道加入金

給水施設の申込の際、水道事業者（町）の定めた水道条例により、水道メーターの口径に対する水道加入金がかかります。各自が負担してください。

口径別 1 口当たり 13mm 50,000 円（税抜）

※上水道について、詳しくは環境上下水道課（TEL:0556-42-4814）へお問い合わせください。

1.3. 排水、汚水処理について

浄化槽対応となります。浄化槽を敷地内に個人にて設置することになります。また、浄化槽からの排出水は、各区内に設置してある汚水枡に接続することになります。別紙給排水平面図を参照して下さい。

浄化槽設置について、詳しくは環境上下水道課（TEL:0556-42-4814）へお問い合わせください。

なお、各区内に設置してある汚水枡から最寄りの河川までの下水管（別紙給排水平面図）は分譲地居住者の共有施設となりますので、分譲地居住者全員で、共同で維持管理して頂くことになります。

譲渡の条件

禁止事項

住居の用途以外の用途に供しないこと。（用途：専用住宅、併用住宅又は兼用住宅）

承諾事項ならびに住宅等の買戻し

1. 所有権移転登記後から5年間は、所有権・質権・抵当権・使用貸借による権利、または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利の設定、または移転をする場合、あらかじめ町の承諾を受けてください。
2. 所有権移転登記後から5年間、次のような事項に該当するときは、催告しないで契約を解除し、宅地を買い戻すことがあります。その場合、購入当時の価格で買い戻します。
 - (1) 譲渡契約書に違反したとき。
 - (2) 資格を偽るなど、不正な行為により宅地を譲り受けたとき。
3. 所有権移転登記後から5年間経過した後、住宅の建設に着手されていない場合は、宅地を買い戻すこともあります。買い戻し金額は2. に同じとします。

4. 前記1. 2. 3. の事項により宅地を買い戻した場合は、次の使用料及び違約金を町に支払っていただきます。

(1) 1年間の使用料相当額は、譲渡代金に7.5%を乗じた額とし、1年未満の端数については、1か月につきその12分の1の額とします。

(2) 違約金は、譲渡代金の10%とし、譲渡代金から差し引いて返還することとします。この場合、返還金には利息は付さないものとします。

※譲渡後3年と6か月経過した場合の例（譲渡代金が280万円の場合）

・使用料	$2,800,000 \text{ 円} \times 7.5\% \times 3 \text{ 年}$	$= 630,000 \text{ 円}$
	$2,800,000 \text{ 円} \times 7.5\% \div 12 \text{ 月} \times 6 \text{ 月}$	$= 105,500 \text{ 円}$
		使用料計 735,500 円
・違約金	$2,800,000 \text{ 円} \times 10\%$	$= 280,000 \text{ 円}$

契 約

町は購入希望者の方と、宅地譲渡契約を締結します。

来庁される日時を予めご連絡ください。本人が来られない場合は、ご本人との関係を証明できる書類をご提出いただきます。

1. 宅地譲渡契約書・・・・・・2通
2. 印鑑証明書・・・・・・1通（共同名義の方は、人数分）
3. 住民票謄本（全項目記載）1通（共同名義の方は、人数分）
4. 収入印紙・・・・・・契約金額による
百万円を超え5百万円以下　　1千円
5. 印鑑（実印）　※印鑑証明書により実印の確認を行います。

譲渡代金の納入と宅地の引き渡し

譲渡代金は、契約締結日から25日以内に発行する納付書を添えて納入していただきます。代金の納入後、土地を引き渡します。

【支払】 第1回 契約後2週間以内
第2回 契約後3週間以内

所有権の移転登記

1. 宅地等の所有権は引渡し日をもって移転し、その所有権移転登記は町で代行しますが、登記並びに特約付記等に要する費用は購入者の負担となります。宅地等の登記識別情報通知（権利証）は登記完了後速やかに交付します。

※融資の関係で、購入者が手配した司法書士の方で行う事も可能です。

この場合、発生する料金は全て購入者にご負担いただきます。また、買戻し特約の付記登録も併せてお願いいたします。

2. 所有権移転登記の際、7年間の買戻し特約を付記登記することとなります。

参 照

《関係各課の電話番号》

課 名	電話番号	備 考
企 画 政 策 課	0556-42-4801	宅地分譲全般に関する事
建 設 課	0556-42-4808	建築確認に関する事
環境上下水道課	0556-42-4814	上下水道に関する事、浄化槽設置に関する事
学 校 教 育 課	0556-20-3016	小中学校入学に関する事
子育て支援課	0556-20-4580	保育園入園に関する事
税 務 課	0556-42-4803	所得証明、固定資産評価証明書等の発行に関する事
町 民 課	0556-42-4804	住民票、印鑑証明書等の発行に関する事

《その他関係機関》

会社名	電話番号	備 考
N T T 東 日 本 ― 山 梨 設 備 部設備オペレーション担当	0120-78-0039	電柱、支線等に関する事 9:00~17:00（12:00~13:00 除く） （月曜日～金曜日）
東電用地株式会社 山梨支 社	055-230-5830	電柱、支線等に関する事 9:00~17:00（12:00~13:00 除く） （月曜日～金曜日）
㈱ネットワーク下部 （NNS 日本ネットワークサ ービス南支局）	055-273-8111	CATV に関する事 9:00~17:00（12:00~13:00 除く） （月曜日～金曜日）

常葉日向宅地分譲地購入申込書

分 譲 地 名				区 画 番 号		区 画	
申 込 者	ふ り が な			現 住 所	〒 -		
	氏 名	年齢満 歳			電話 - -		
	勤務(営業)先 及 び 地 位			勤務(営業)先 の所在地	電話 - -		
	収 入 (平均月収)	勤務(営業)先より 万円	同居家族 万円	その他 万円	合計 万円	同居予定家族 (申込本人含む)	大人 人 子供 人 計 人
建設予定の住宅		延べ面積	約 m ²	建設予定時期	年 月 着工予定		
		構造	1.木造 2.鉄骨造り 3.鉄筋コンクリート 4.木質系プレハブ 5.鉄骨系プレハブ 6.コンクリート系プレハブ				
住 宅 を 必 要 と す る 理 由		1.立退要求 2.老朽住宅 3.過密住宅 4.環境不良 5.高額家賃 6.結婚 7.遠距離通勤 8.世帯分離 9.持ち家が欲しいため 10.その他()					
現 在 の 住 ま い		1.公営住宅 2.公団住宅 3.官公舎 4.社宅 5.自家 6.民間借家 7.民間アパート 8.その他()					
購 入 資 金 内 訳		自己資金(手持資金)		借入金(手持資金以外の資金の借入予定先)			
		万円		1.勤務先 2.民間金融機関 3.その他			
宅地分譲募集要項を了承のうえ、上記のとおり宅地分譲地の購入申し込みをします。 令和 年 月 日 身延町長 望 月 幹 也 殿 申込者:住 所 _____ 申込者:氏 名 _____ 印							

記入例

常葉日向宅地分譲地購入申込書

分譲地名	常葉日向			区画番号	2 区画		
申込者	ふりがな	きりいし たろう			〒	409 - 3301	
	氏名	切石太郎 年齢満 35 歳			現住所	山梨県南巨摩郡身延町切石350 電話 0556 - 42 - 4801	
	勤務(営業)先 及び地位	(株)みのぶ 係長			勤務(営業)先 の所在地	山梨県南巨摩郡身延町切石123 電話 0556 - 42 - 2111	
	収入 (平均月収)	勤務(営業)先より 万円 35	同居家族 万円 8	その他 万円 3	合計 万円 46	同居予定家族 (申込本人含む)	大人 2 人 子供 2 人 計 4 人
建設予定の住宅	延べ面積	約 150 m ²		建設予定時期	H30 年 7 月 着工予定		
	構造	1.木造 2.鉄骨造り 3.鉄筋コンクリート 4.木質系プレハブ 5.鉄骨系プレハブ 6.コンクリート系プレハブ 該当する箇所を○で囲む					
住宅を必要とする理由	1.立退要求 2.老朽住宅 3.過密住宅 4.環境不良 5.高額家賃 6.結婚 7.遠距離通勤 8.世帯分離 9.持ち家が欲しいため 10.その他()						
現在の住まい	1.公営住宅 2.公団住宅 3.官公舎 4.社宅 5.自家 6.民間借家 7.民間アパート 8.その他()						
購入資金内訳	自己資金(手持資金)		借入金(手持資金以外の資金の借入予定先)				
	200 万円		1.勤務先 2.民間金融機関 3.その他				
宅地分譲募集要項を了承のうえ、上記のとおり宅地分譲地の購入申し込みをします。							
平成 30 年 4 月 1 日							
身延町長 望月幹也 殿							
申込者:住所 山梨県南巨摩郡身延町切石350							
申込者:氏名 切石太郎 切石印							

令和元年 8 月版

宅地分譲説明資料

(常葉日向)

建 築 編

身 延 町

目 次

1. 敷地

- 1－1 敷地境界線
- 1－2 敷地面積
- 1－3 構造物
- 1－4 地盤
- 1－5 敷地内施設
- 1－6 その他

2. 住宅の建設計画

- 2－1 住宅の建設
- 2－2 建物の配置
- 2－3 外構（囲障）工事
- 2－4 都市計画の有無

3. 設備

- 3－1 上水道
- 3－2 排水、污水处理
- 3－3 ガス

1. 敷地

1-1 敷地境界線

区画形成のために設けられた敷地周囲の擁壁、側溝等、構造物の仕上げ面、または境界を示す杭と杭、もしくは境界プレートをつないだ線が敷地の境界線になります。

※画像は参考イメージ



1-2 敷地面積

敷地面積は、敷地境界線で囲まれる部分の水平投影面積です。

1-3 構造物

敷地の区画形成上の構造物等の現況変更は原則として出来ません。建物計画上やむを得ず変更したい場合は、必ず町に申し出て承諾を得てください。承諾を得ずに変更した場合は、自己負担により現況復旧していただきます。

1-4 地盤

分譲地の一部の地質調査を実施しました。調査報告書の写し（一部をコピー）を提供するのでご覧ください。なお、町が提供する地質調査報告書は、あくまでも参考であり、自身が建設する敷地の地質調査は、必要に応じて、住宅建設前に自己責任（自己資金）で行い、結果に応じて地盤、土壌改良などの対応をご自身で行い住宅建設に着手してください。地盤、土壌改良などの費用はご自身で負担していただくこととなります。

また、敷地内の土質が庭造り（植栽等）には適さない場合があります。土の入れ替え、石ころ、土中の石等の摘出、搬出が必要な場合は、ご自身で行ってください。

1-5 敷地内施設

- (1) 分譲地内にある電柱・支線等は、住宅への電気・電話等の供給のために計画的に配置されたものです。従いまして、移動・撤去はできません。（現地の状況をご確認ください。）また、住宅建設に伴い電柱・支線等が増設されたり、電柱に変圧器が設置される等状況が変わる場合がありますので、ご承知おきください。これらの電柱・支線等の土地使用については、町と電柱所有者（東京電力又はN T T）が「土

地使用承諾」の契約を交わしています。土地の所有権移転後は「土地使用承諾」の契約を土地所有者と東京電力又はN T Tで交わしていただくことになります。

- (2) 敷地内に設置してある下水道柵、水道止水栓（供給接続口）は、移動や撤去はできませんので住宅建築等の際は、ご注意ください。

【連絡先】

- ① N T T：N T T東日本ー山梨 設備部設備オペレーション担当

電話番号：0120-78-0039

営業時間：9:00~17:00（12:00~13:00 除く）

（月曜日～金曜日）

- ② 東京電力：東電用地株式会社 山梨支社

電話番号：055-230-5830

営業時間：9:00~17:00（12:00~13:00 除く）

（月曜日～金曜日）

1－6 その他

分譲地の一部が、「土砂災害防止法」に基づく、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に含まれます。

2. 住宅の建設計画

2－1 住宅の建設

住宅の建設に着手する際は、建築基準法等の関係法令に従って下さい。

2－2 建物の配置

建物配置については、建築基準法等の関係法令に適合するようにしてください。

2－3 外構（囲障）工事

門、塀、フェンス、カーポート等の外構工事については、建築基準法等の関係法令に適合するようにしてください。

なお、隣地境界部分については隣地居住者と協議して計画し、工事をするようにしてください。

2－4 都市計画の有無

都市計画区域外になります。

3. 設備

3-1 上水道

(1) 宅地給水管

各区分には、水道事業者（町）が管理する水道本管から分水した給水管が敷設され水道止水栓が設置されています。現地を確認してください。

(2) 給水施設の工事

住宅の建設に伴う水道工事は、関係法令及び水道事業者の定めた条例等により、設計・施工を行ってください。給水装置の工事等は、町の指定事業者に依頼してください。

(3) 給水の申込み

水道事業者（町）への給水の申込みは各自で行って下さい。

(4) 水道加入金

給水の申込みの際、水道事業者（町）の定めた条例に基づく、水道メーターの口径に対する水道加入金が必要となります。各自が負担してください。

※口径別1口当たり 13mm 50,000円（税抜）

※その他、詳細につきましては、環境上下水道課（TEL:0556-42-4814）へお問い合わせください。

3-2 排水、污水处理

浄化槽対応となります。浄化槽を敷地内に個人にて設置することになります。

また、浄化槽からの排水は、各区分内に設置してある汚水枡に接続することになります。

浄化槽設置について詳しくは環境上下水道課（TEL:0556-42-4814）へお問い合わせください。

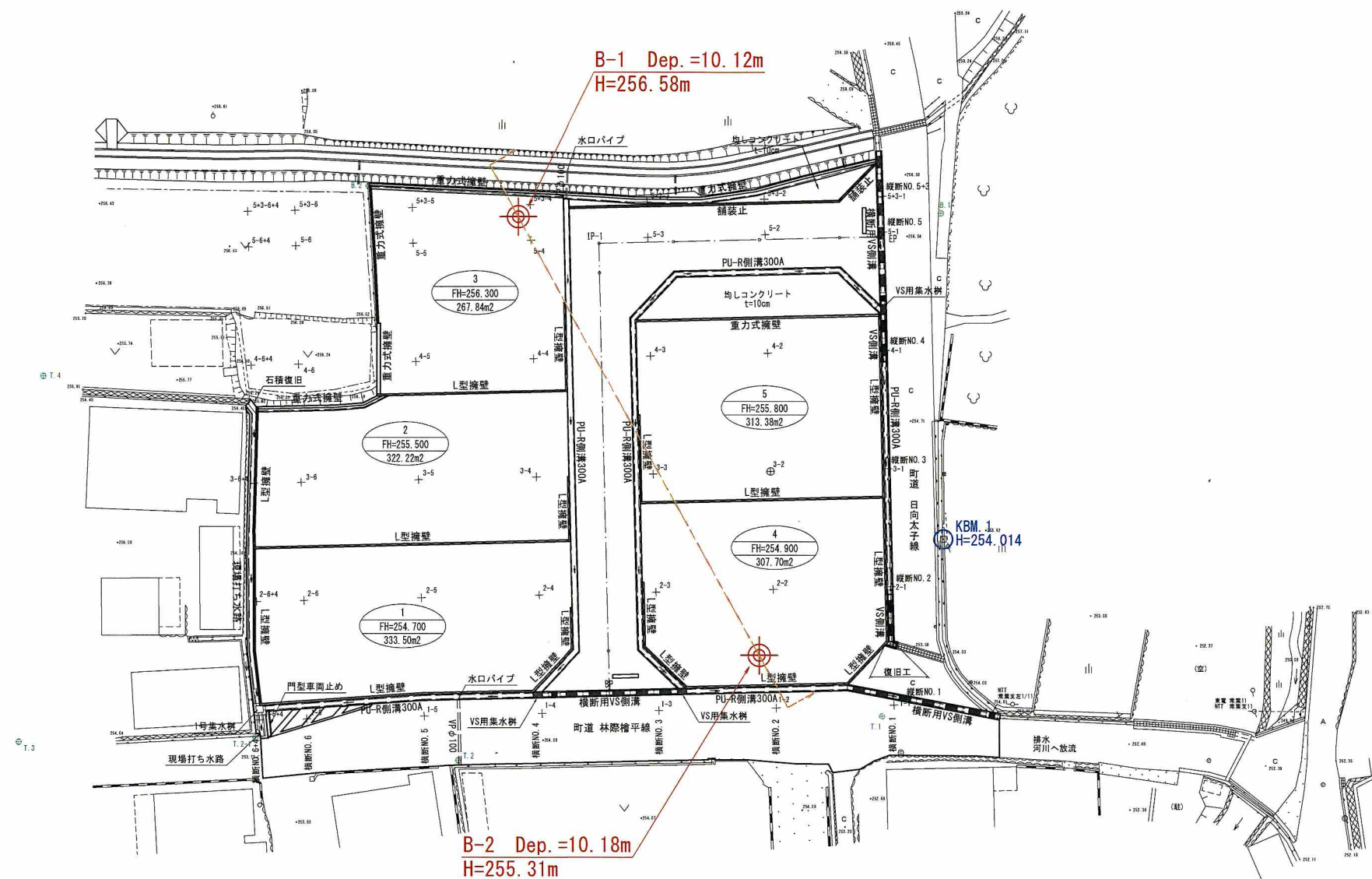
汚水枡から最寄り河川までの下水管は分譲地購入者の共有施設となりますので、分譲地購入者全員で、共同で維持管理して頂くことになります。

3-3 ガスの供給

分譲地内には、ガスの供給施設はありません。ガスの供給を必要な場合は、住宅建設の際に、各自でガス供給事業者に依頼してください。

◆地質調查資料

全体計画平面図



凡例

ボーリング調査位置
 推定断面位置

工事名	身延町常葉日向分譲地及び丸滝宮の前団地東区画地質調査業務委託		
図面名	調査位置図		
年月日	平成 28 年 9 月		
尺度	1 : 250	図面番号	1-1
会社名	昭和測量株式会社		
事業(務)所名	身 延 町		

ボーリング柱状図

調査名 身延町常葉日向分譲地及び丸滝宮の前団地東区画地質調査

ボーリンドNo

事業・工事名

Sheet No.

ボーリング名	B-1 (常葉日向分譲地)		調査位置		南巨摩郡身延町大字常葉・丸滝地内					北緯	35° 26' 46.9"			
発注機関	身延町役場				調査期間		平成 28年 7月 6日 ~ 28年 7月 7日				東経	138° 28' 34.2"		
調査業者名	昭和測量株式会社 電話 (055-235-4448)			主任技師		細田 貴広		現場代理人	コア鑑定者	細田 貴広		ボーリング責任者	細田 貴広	
孔口標高	256.58m		角		方		地盤勾配		鉛直		使用機種		試験錐機	
総掘進長	10.12m		度		向		配		エンジン		NFD-10-EK		ポンプ	
		180° 上 90° 下		北 0° 270° 西 90° 東 180° 南		水平0° 鉛直		YBM-05		ハンマー 落下用具		半自動落下		
		0°				90°				BG-3C				

[illegible]

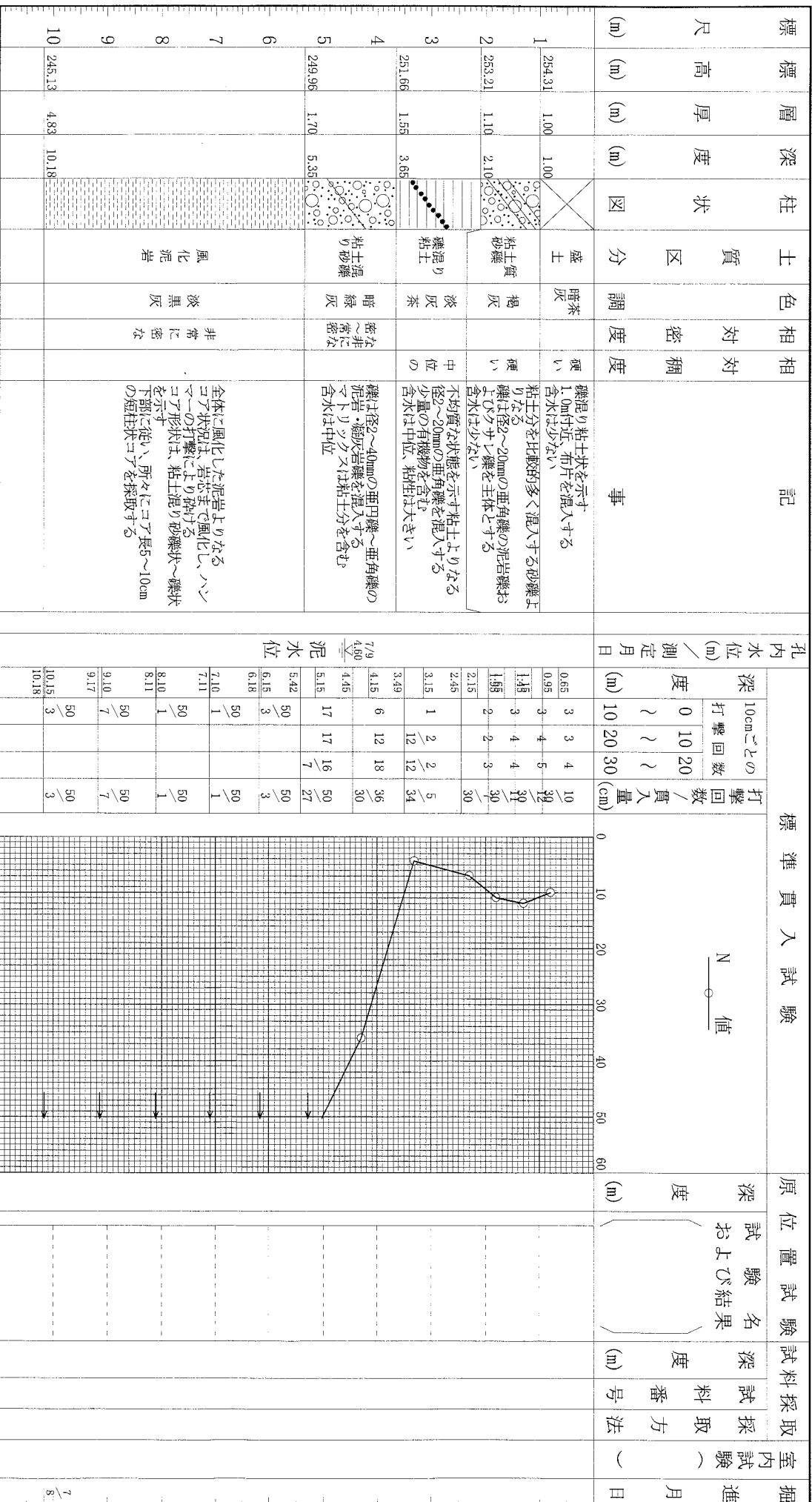
図状柱ゲージ

調査名 常葉日向分譲地及び丸瀆宮の前団地東区画地質調査
身延町業務委託

事業・工事名

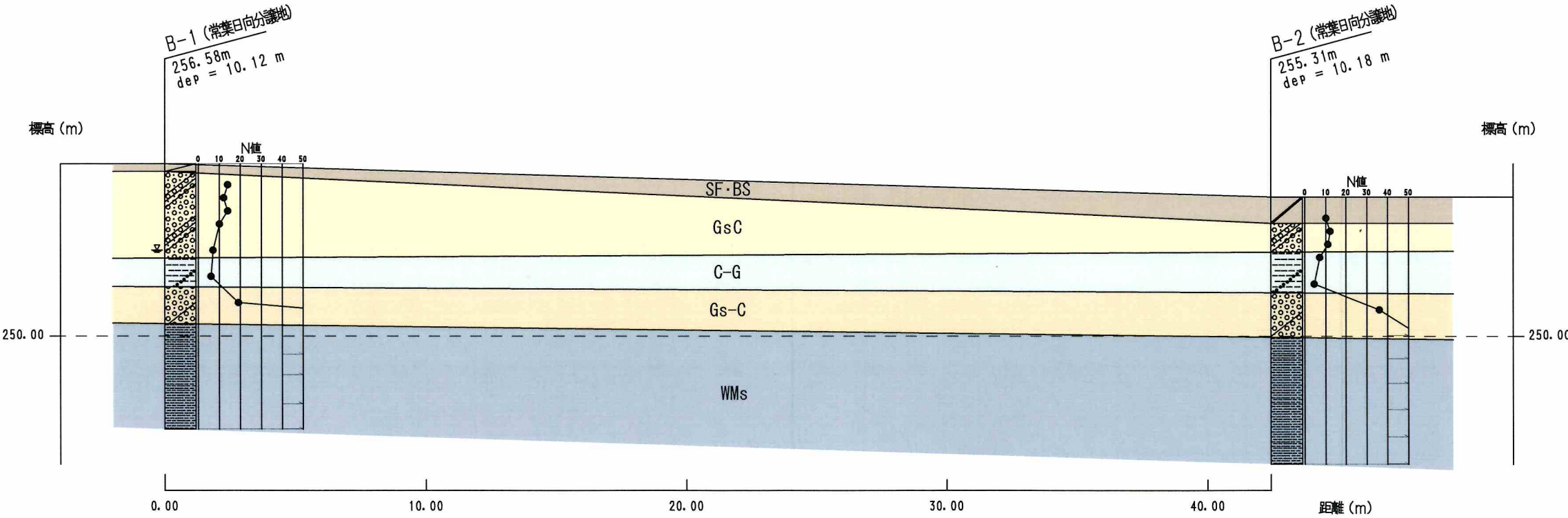
No. 1-2

ボーリング名	B-2 (常葉日向分譲地)	調査位置	南巨摩郡身延町大字常葉・丸滝地内			北緯	35° 26' 46.8"
発注機関	身延町役場		調査期間	平成 28年 7月 8日 ~ 28年 7月 8日		東経	138° 28' 36.0"
調査業者名	昭和測量株式会社 電話 (055-235-4448)	主任技師	細田貴広	現場代理人	コア鑑定者	細田貴広	ボーリング責任者 細田貴広
孔口標高	255.31m	角	180° 上 90° 下 0°	方	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南	地盤勾配	水平0° 鉛直 90°
総掘進長	10.18m	度	0°	向	180°	使用機種	エンジン
						試錐機	YBM-05
						エンジン	NFD-10-EK
						ハンマー 落下用具	ポンプ
							半自動落下 BG-3C



地質推定断面図 S=1:200

常葉日向分譲地

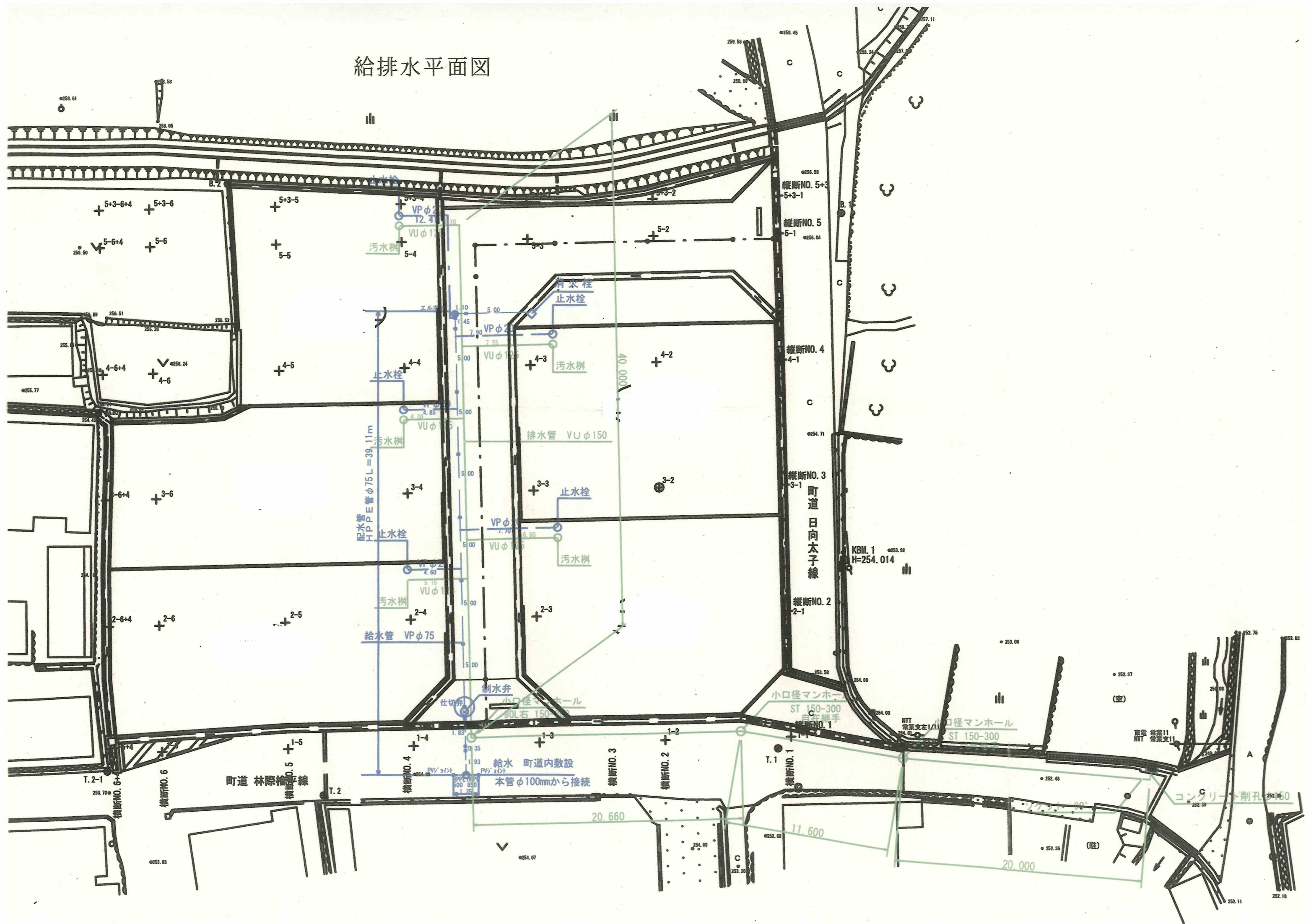


凡例

SF	表土・盛土
GsC	粘土質砂礫
C-G	礫混り粘土
Gs-C	粘土混り砂礫
WMs	風化泥岩
—	地層境界線

◆給排水資料

給排水平面図



身延町指定給水装置工事事業者一覧表

身延町では、次に挙げる業者を指定給水装置工事事業者として指定しています。
町営水道給水区域での給水装置の新設、改造、修繕を行う場合には、
下記の指定業者に依頼してください。

＜ 指 定 順 ＞

指定の有効期間は、指定工事事業者の指定を受けた日から5年とする。有効期間の満了に際し、引き続き指定工事事業者としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

令和元年7月1日 現在

NO.	指定店名称等	代表者名	事務所所在地	電話番号	指定年月日	指定番号
1	(有) 富士建設所	戸栗 弘毅	南巨摩郡身延町飯富300番地14	0556-42-2380	平成28年08月10日	28-02-173
2	赤池サービス	赤池 岩雄	甲斐市篠原1267番地4	055-279-2468	平成28年08月17日	28-03-174
3	(株)アクアプラス	勝間田 大右	静岡県静岡市葵区春日2-3-21	054-652-2190	平成31年03月18日	30-07
4	(有)秋山住設	秋山 総一郎	甲府市古上条町394番地	055-242-2525	平成28年10月13日	28-05-175
5	甲府住宅設備(株)	森澤 顕	甲府市德行2丁目10番40号	055-228-8821	平成28年10月21日	28-06-191
6	かしわ管工	古屋 紀武	甲府市上曾根町322番地	055-266-7033	平成28年11月15日	28-07-177
7	中央水道	青木 勇	中央市下河東3005番地1	055-274-3654	平成29年02月17日	28-08-192
8	(株) 共進美瑠	望月 弘明	西八代郡市川三郷町落居6310番地	0556-32-2494	平成29年05月16日	29-02-147
9	清優工業	清水 訓	南アルプス市飯野2506番地4	055-284-5891	平成29年07月19日	29-04-193
10	(株) 熊谷組	熊谷 かよ子	南巨摩郡身延町常葉818番地	0556-36-0200	平成29年07月26日	29-05-180
11	(有) 芦沢設備工業	芦澤 榮幸	西八代郡市川三郷町葛籠沢195番地	0556-32-3723	平成29年07月26日	29-06-114
12	松井組工友 (株)	松井 洋	南巨摩郡身延町瀬戸154番地	0556-38-0003	平成30年07月03日	30-03
13	株式会社 前島工業	前島 秀哉	静岡県富士宮市阿幸地町123番地	0544-26-1406	令和1年07月01日	1-05
14	佐野工建 株式会社	佐野 信一	中央市西花輪4027番地8	055-273-1230	令和1年07月14日	1-04
15	雨宮工業株式会社	雨宮 正	甲府市荒川2丁目6番42号	055-253-4361	平成26年12月04日	26-03-107
16	(有) 宮下設備	宮下 富美男	笛吹市御坂町成田374番地	055-262-7097	平成26年12月25日	26-04-110
17	赤池総合サービス	赤池 朗	南巨摩郡身延町切石155番地	0556-42-2003	平成27年04月01日	26-05-118
18	(株) 大南設備	志村 悟	南巨摩郡身延町丸滝158番地1	0556-62-3255	平成27年04月01日	26-06-121
19	(株) 清水商事	清水 巧	南アルプス市六科1565番地	055-285-0649	平成27年04月01日	26-07-151
20	パイピング赤池	赤池 政樹	中央市山之神921番地62	055-273-7262	平成27年04月01日	26-08-151
21	遠藤工業	遠藤 久美子	南巨摩郡身延町夜子沢1830番地	0556-42-4113	平成27年04月01日	26-09-151
22	若林水道設備	若林 春雄	南巨摩郡南部町富士14384番地	0556-66-2853	平成27年04月01日	26-10-134
23	(有) アート住設	野中 勝司	甲府市富竹4丁目3番38号	055-228-9341	平成27年04月01日	26-11-142
24	(株) 川口建設	望月 治	南巨摩郡身延町切石687番地	0556-42-2727	平成27年04月01日	26-12-143
25	中部テクニカル (株)	望月 喜浩	南巨摩郡富士川町最勝寺1260番地	0556-22-8322	平成27年04月01日	26-13-150

身延町指定給水装置工事事業者一覧表

身延町では、次に挙げる業者を指定給水装置工事事業者として指定しています。
町営水道給水区域での給水装置の新設、改造、修繕を行う場合には、
下記の指定業者に依頼してください。

< 指 定 順 >

指定の有効期間は、指定工事事業者の指定を受けた日から5年とする。有効期間の満了に際し、引き続き指定工事事業者としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

令和元年7月1日 現在

NO.	指定店名称等	代表者名	事務所所在地	電話番号	指定年月日	指定番号
26	保坂設備	保坂 清文	南アルプス市上宮地3182番地	055-284-0944 090-8487-2474	平成27年04月01日	26-14-126
27	(有) ケーシー金丸工務店	金丸 裕一	南アルプス市西南湖4306番地	055-283-5030	平成27年04月01日	26-15-123
28	一木設備	一木 勝男	中央市下三條504番地7	055-274-6035	平成27年04月01日	26-16-135
29	(株) 山桂設備	山下 譲司	静岡県富士宮市富士見ヶ丘677番地	0544-27-0155	平成27年04月01日	29-07-133
30	(株) 永田工業所	永田 章	甲府市千塚5丁目10番2号	055-252-7161	平成27年04月01日	26-18-132
31	(有) 塩川設備	塩川 博輝	静岡県富士宮市沼久保588番地	0544-23-0706	平成27年04月01日	26-19-139
32	太業舎	深澤 孝芳	南巨摩郡富士川町鯉沢1559番地	0556-22-0052	平成27年04月01日	26-20-124
33	(有) 丸松	松下 翔	中央市藤巻737番地1	055-288-1388	平成27年04月01日	30-04
34	(株) 古関工業	赤池 孝教	南巨摩郡身延町古関259番地1	0556-38-0106	平成27年04月01日	26-22-127
35	(株) サイエンス設備	坂本 一夫	甲府市西下条町918番地	055-243-1239	平成27年04月01日	26-23-161
36	宮城設備 (株)	宮城 勇	静岡市清水区押切1644番地	054-346-1041	平成27年04月01日	29-01-001
37	藤設備	遠藤 渉	南巨摩郡身延町波高島222番地	0556-36-0204	平成27年04月01日	26-25-113
38	(株) イナバ	稲葉 弘光	南巨摩郡南部町福士2700番地14	0556-66-2311	平成27年04月01日	26-26-158
39	高橋商事 (有)	高橋 与樹	南巨摩郡富士川町鯉沢1792番地	0556-22-0135	平成27年04月01日	30-06
40	(有) 石井住宅設備	石井 賢司	南巨摩郡富士川町青柳町279番地	0556-22-2105	平成27年04月01日	26-28-115
41	望月商店	望月 省二	南巨摩郡身延町西嶋1145番地2	0556-42-2523	平成27年04月01日	26-29-140
42	身延総合設備 (株)	柿島 正士	南巨摩郡身延町小田船原1157番地	0556-62-0710	平成27年04月01日	26-30-119
43	(株) 山梨管工業	立澤 久	甲府市中小河原1丁目9番17号	055-241-6011	平成27年04月01日	26-31-117
44	大栄設備 (株)	望月 慎太郎	甲府市下飯田2丁目11番17号	055-224-4331	平成27年04月01日	26-32-141
45	(有) 山田設備	山田 学	甲府市青葉町7番18号	055-237-1897	平成27年04月01日	28-01-172
46	(株) 小林建設所	小林 英文	南巨摩郡身延町遅沢2348番地	0556-42-2171	平成27年04月01日	26-34-138
47	(有) 竹美屋工務店	中村 久信	南巨摩郡身延町梅平3986番地2	0556-62-0234	平成27年04月01日	26-35-144
48	日昇総合設備 (株)	細田 安孝	甲府市德行3丁目6番23号	055-237-8891	平成27年04月01日	26-36-152
49	(株) 渡辺工業所	渡辺 一郎	甲府市国母5丁目9番24号	055-224-6353	平成27年04月01日	26-37-163
50	(有) フジモリ設備	藤森 満	南巨摩郡南部町本郷10752番地	0556-64-3133	平成27年04月01日	26-38-145

身延町指定給水装置工事事業者一覧表

身延町では、次に挙げる業者を指定給水装置工事事業者として指定しています。
町営水道給水区域での給水装置の新設、改造、修繕を行う場合には、
下記の指定業者に依頼してください。

指定の有効期間は、指定工事事業者の指定を受けた日から5年とする。有効期間の満了に際し、引き続き指定工事事業者としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

＜ 指 定 順 ＞

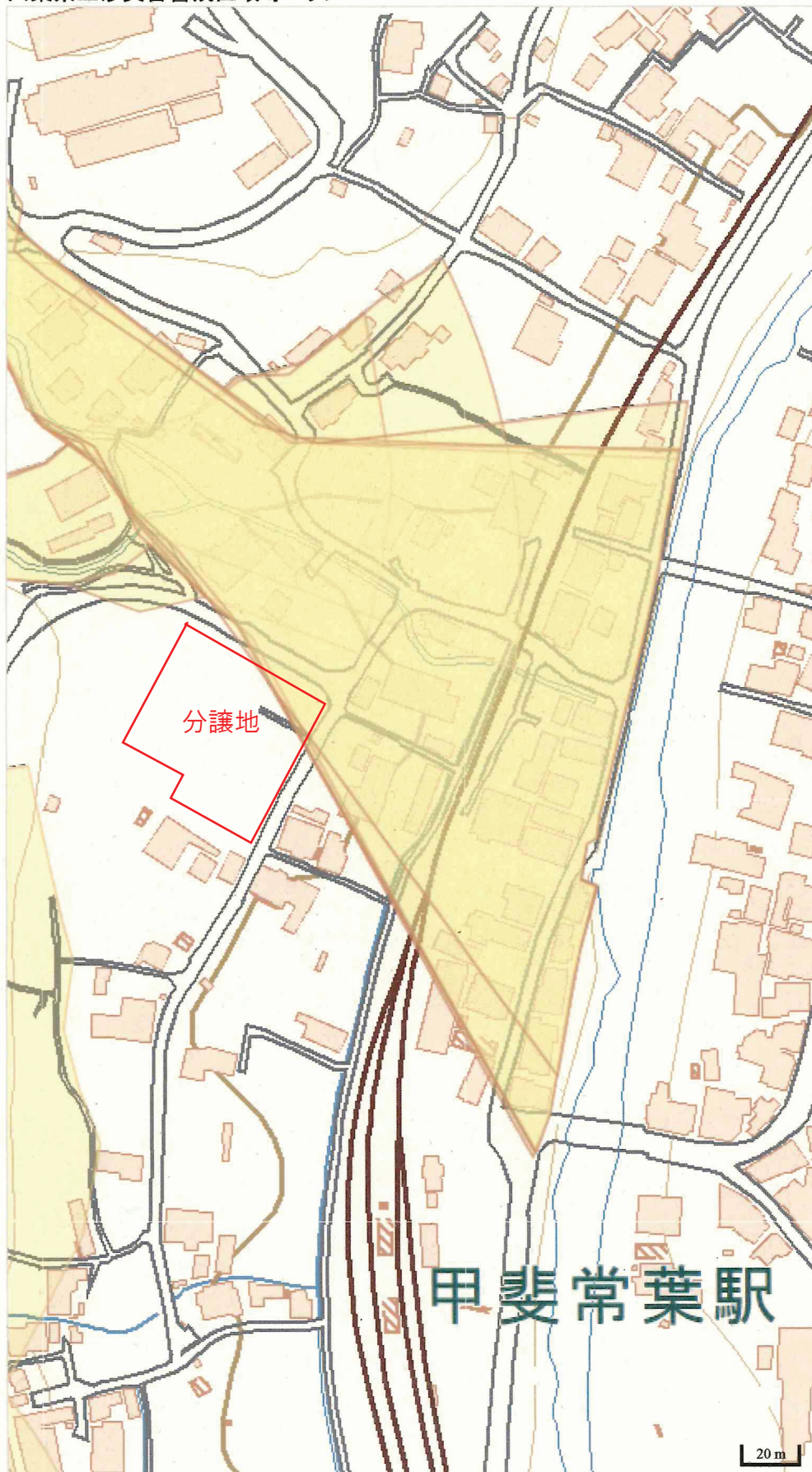
令和元年7月1日 現在

NO.	指定店名称等	代表者名	事務所所在地	電話番号	指定年月日	指定番号
51	若松屋商店	佐野 陽一	南巨摩郡身延町飯富105番地	0556-42-2343	平成27年04月01日	26-39-165
52	(有) 井上設備工業	井上 茂樹	南巨摩郡富士川町最勝寺1276番地5	0556-22-7501	平成27年04月01日	26-40-162
53	武藤設備	武藤 善晴	甲府市国母4丁目2番11号	055-226-3797	平成27年04月02日	26-41-159
54	池田屋商店	赤池 敬次	南巨摩郡身延町切房木1024番地1	0556-37-0015	平成27年04月01日	26-43-148
55	佐野商店	佐野 幸宣	南巨摩郡身延町西嶋1550番地1	0556-42-2543	平成27年04月01日	26-44-166
56	遠藤管工事	遠藤 忠春	南巨摩郡身延町下山9160番地	0556-62-5518	平成27年04月15日	27-01-155
57	富士冷暖 (株)	長田 三千穂	甲府市上石田3丁目17番13号	055-226-1451	平成27年04月24日	27-02-146
58	新津設備	新津 俊二	甲斐市富竹新田1171番地	055-276-6918	平成27年06月09日	27-03-156
59	甲和管工業	中島照美	甲府市国母5丁目18番4号	055-227-7266	平成27年06月12日	27-04-157
60	遠藤設備	遠藤 友昭	南巨摩郡身延町梅平508番地	090-2248-1574	平成27年07月08日	27-05-164
61	三和住設 (株)	深澤 幸春	南アルプス市小笠原435番地の2	055-284-1133	平成27年08月25日	27-06-169
62	小澤設備興業株式会社	小澤 勝	笛吹市石和町唐柏48番地8	055-225-5777	平成27年10月08日	27-07-170
63	三菱電機システムサービス株式会社 山梨サービスステーション	小林広和	甲斐市富竹新田139番地	055-260-7101	平成27年12月22日	27-08-171
64	(株)清水総合工業	清水 亨	南アルプス市有野3274番地	055-285-4662	平成30年06月11日	1-03
65	(株)ミヤビ総設	小俣雅仁	笛吹市石和町1194番地3	055-244-5522	平成30年09月25日	30-05
66	(株)日設工業	君島伸幸	甲府市湯村三丁目5の21	055-251-4891	令和1年06月10日	1-01
67	有限会社勝又設備工業	勝又英光	甲斐市玉川90番地の8	055-276-7827	令和1年06月25日	1-02

以 下 余 白

◆土砂災害警戒区域資料

山梨県土砂災害警戒区域等マップ



急傾斜地の崩壊

■ 土砂災害特別警戒区域

■ 土砂災害警戒区域

土石流

■ 土砂災害特別警戒区域

■ 土砂災害警戒区域

地滑り

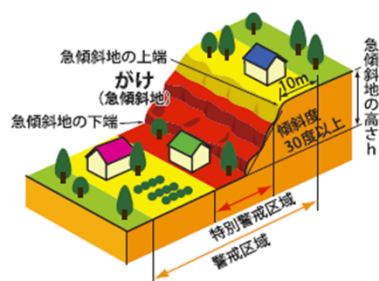
■ 土砂災害警戒区域

土砂災害危険区域

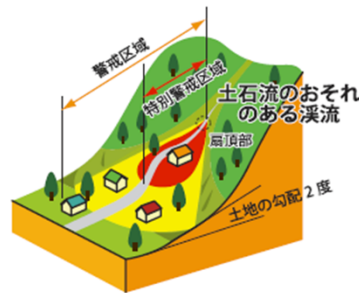
◆ 急傾斜地の崩壊	特別警戒区域	警戒区域
◆ 土石流	特別警戒区域	警戒区域
◆ 地すべり		警戒区域

- ◎ 急傾斜地とは、傾斜度が30度以上ある土地のこと。
- ◎ 土石流とは、山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されること。
- ◎ 地すべりとは、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくり斜面下方に移動する現象のこと。

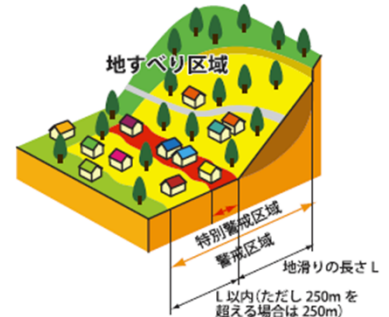
がけ崩れとは、大雨や地震などの影響によって、斜面がゆるんで急激に斜面がくずれ落ちる現象



土石流とは、長雨や集中豪雨などにより山や川の岩や土砂が水と一緒に激しく流れ下る現象



地すべりとは、斜面の一部、または全部が地下水の影響と重力によって斜面下方に移動する現象



土砂災害警戒区域

土砂災害防止法施行令第二条

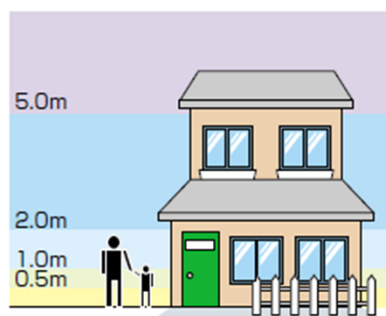
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、市町村地域防災計画への記載、災害時要援護者関連施設利用者のための警戒避難体制、土砂災害ハザードマップによる周知の徹底、宅地建物取引における措置が行われます。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法施行令第三条

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損害が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告および支援措置、宅地建物取引における措置が行われます。

避難が必要になる区域



浸水想定区域内にお住まいのみなさんは地区で指定された避難場所へ避難してください。

5.0m以上の区域
2.0～5.0m未満の区域
1.0～2.0m未満の区域
0.5～1.0m未満の区域
0.5m未満の区域

浸水のめやす

5.0m…2階軒下くらい
2.0m…1階軒下くらい
1.0m…大人の腰くらい
0.5m…大人のひざくらい